

# 資料 6

## 令和7年度「子どもミーティング」の実施について

令和7年10月15日  
子育て王国課

シン・子育て王国とつとり計画の基本の方針に掲げる「子どもの意見表明と多様な社会的活動への参加の機会づくり」を具体化する取組として、「子どもミーティング」を7月末から県内3地区で実施したので、その概要を報告します。

### 1 実施概要

事前に設定したテーマについて、子どもたちが情報収集や意見交換をしながらアイデアをまとめ、意見表明や提言を行った。子どもたちからの意見・提言に対しては、関係者（県職員、地区コミュニティセンタ一館長、にちなん林業アカデミー職員など）からフィードバックを実施した。

	東部地区	中部地区	西部地区
日時	7/30(水)13:00～18:00 7/31(木)10:00～18:00 8/7(木)10:00～12:00	8/4(月)10:00～15:00 8/5(火)10:00～15:00 8/9(土)10:00～15:00	8/18(月)10:00～15:30 8/20(水)10:00～15:30 8/21(木)10:00～15:30
場所	鳥取砂丘こどもの国（鳥取市）	はばたき人権文化センター（倉吉市）	西部総合事務所（8/18）、te to te～つなぐん家～（米子市）（8/20, 21）
テーマ	鳥取砂丘こどもの国における新たな遊び場づくり	子どもが考える楽しい居場所や遊び場について	鳥取県の林業が抱える課題の解決について

### 2 子どもミーティングで出されたアイデアの概要

地区	アイデアの概要
東部地区	<ul style="list-style-type: none"><li>こどもの国において、プロジェクトマッピング、ステージでのライブコンサートを開催する夜間イベントを開催。</li><li>こどもの国の既存キャラクターのグッズや、PR曲や背景の物語を作成し、キャラクターの活用を図る。</li><li>以前利用していた池をもとに、子どもからお年寄りまで、池に入って遊んだり、釣りなどをして楽しむことができる池の再生を図る。</li></ul>
中部地区	<ul style="list-style-type: none"><li>倉吉市を流れる小鴨川を活用した釣りやサウナなどのアクティビティができるエリアと、プチシアターなどの屋内で楽しめる施設を作る。</li><li>明倫地区の山などを利用し、自然の中で一体となって遊べる自然共生型の施設を作る。</li><li>市内の遊休地を利用し、カフェなどを併設した屋内の遊び場施設を作る。</li></ul>
西部地区	<ul style="list-style-type: none"><li>中の魚、水槽すべてを木材で作った「木の水族館」を作るとともに、木材加工のワークショップなどを開催し、木材に慣れ親しむ機会を設ける。</li><li>木くずをクッションの中身に用いるなど、身の回りの製品に木材の端材を利用する。</li><li>林業で働く人のほか、一般の人々も巻き込んだ宣伝CMを作成し、森のはたらき、林業の魅力について、SNS等を用いて宣伝する。</li><li>木材等から抽出したオイルを利用した化粧品やシャンプーを作り、地域の新たな魅力となる製品を作り出す。</li><li>公共交通機関の座席を木材などで作るほか、公共施設の中に木材を用いて、住民に多く利用されている場所等で木材に触れ合う機会を設ける。</li><li>遊びながら森の良さを味わい、森林の中でリラックスできる宿泊施設併設型のテーマパークを作り、一日を森の中で過ごす体験の創出を図る。</li></ul>

### 3 参加者の感想

- 身近なテーマについて学校ではできない多様な年代の子ども達と一緒に考える経験ができて楽しかった。
- こういった課題に対して子どもの意見が出せる場がもっと増えて、意見を取り入れてもらえた嬉しく。
- 普段聞けない林業についての話を聞いたり、丸太を切る体験もすることができて楽しかった。
- 大人が自分たちの意見を聞いて答えてくれてありがたいと思った。

### 4 県施策への反映について

ミーティングで出た意見については、今後、県・市町村事業や地域の取組等への反映を検討する。  
(検討状況) こどもの国での夜間イベント開催など

## 「少子化克服に向けた国際共同フォーラム（韓国慶尚北道）」の開催結果について

キョンサンブックト

令和7年10月15日

子育て王国課

晩婚化・非婚化や都市部への若者の人口流出など、共通の課題を持つ日韓の少子化について、課題と問題認識の共有・意見交換を目的として韓国慶尚北道で開催された「少子化克服に向けた国際共同フォーラム」に出席しましたので、概要を報告します。

## 1 概要

- (1) 日 時：令和7年8月28日（木）午後1時30分から午後4時
- (2) 会 場：韓国慶尚北道安東（アンドン）市 スタンフォードホテル安東
- (3) 出席者：（慶尚北道）キム・ハクホン行政副知事、オム・テヒョン低出生克服本部長、チョン・ジェフン慶北幸福財団代表理事ほか  
(鳥取県) 中原副知事、中西子ども家庭部長、川口映子氏（産後ケアやわらかい風代表）ほか
- (4) 内 容：少子化問題の解決に向けた情報交流
  - ①両国の学識者による基調講演
  - ②慶尚北道と鳥取県の少子化対策政策および成果の報告
  - ③専門家等によるパネルディスカッション

※フォーラムのほか、子育て関連の優良事例現場（醴泉（イチョン）郡複合コミュニティセンター・宇宙書院）等を視察した。



## 2 両国の学識者による基調講演

## (1) 「日本的人口減少と少子化対策－未来への責任－」（内閣官房参与 山崎史郎氏）

- ・少子化の影響が出るのは後になってから。日本の人口は今ピークを越えたところだが、今後急激に人口全体が減少していく（超高齢化・地方消滅）。
- ・諸外国の状況を見ると、東アジアの出生率低下が著しい。背景には、①少子化対策の対応の遅れ ②育児負担が母親に集中 ③若者の過当な人口競争、雇用格差 ④大都市への若者集中 が考えられる。
- ・少子化対策の基本理念として、母親一人が子育てを担うのではなく、父親はもちろん家族や地域が共同で子育てを行う「共同養育社会」を目指すべき。
- ・共働き・共育てモデルの確立のためには、硬直的な「社会規範」を打破する必要がある。少子化対策に「これさえやればよい」という決め手ではなく、行政・経済界・教育界・地域コミュニティなどの全ての主体が幅広く参画する必要があり、同時に、誘導・支援だけでは効果は限定的であり、若い世代を中心に国民の意識や行動に響くような取組が必要ではないか。

## (2) 「人口政策評価と確信課題」（元少子高齢社会委員会事務所長 パク・ジンギョン氏）

- ・韓国では 2070 年に老年扶養比率（生産年齢人口と高齢者人口の比率）が 1：1 になる。
- ・文在寅（ムン・ジエイン）政権（2017 年 6 月～2022 年 4 月）において、それまでの出生率向上一辺倒の政策から、人口政策として「ジェンダー平等な労働と育児政策」に転換した。少子化の要因と考えられる長時間労働、母親への育児負担集中、ケアの空白、性差別的な労働・育児環境、女性の経済活動参加率の低さに対応した。ただ、尹錫悦（ユン・ソニヨル）政権（2022 年 5 月～2025 年 4 月）では一定の施策後退があった（出生率目標の再登場、構造的性差別の否定など）。
- ・少子化は社会全体の構造的課題の帰結であり、OECD の分析では、要因として①低賃金・不安定な雇用 ②長期化する就職活動と親への依存 ③仕事と家庭の両立の困難 ④性別役割規範と政策の乖離 ⑤高い育児コストに対しての限定的な支援 が挙げられている。
- ・少子化解決のカギはジェンダー平等であり、女性の労働市場における差別是正や男性の「ケアする権利」の保障、法律婚を中心とした「標準的家族」フレームからの脱却、若者世代の人生全体を考慮したライフ型政策体系の構築などが必要である。

## 3 専門家等によるパネルディスカッション

「子育て支援及び育児環境改善について」をテーマに、日韓の有識者として、イ・ソヨン（大邱（テグ）大学社会学科教授）、キム・チャンホ（亀尾（クミ）市育児総合支援センター長）、コ・ソンギュ（福島学院大学教授）、川口 映子（産後ケアやわらかい風代表）らが議論した。

## 教育・保育施設等における事故防止に向けたヒヤリ・ハット事例集の改訂について

令和7年10月15日

子育て王国課

県内の教育・保育施設等における事故防止に向けたヒヤリ・ハット事例集について改訂しましたので、その概要を報告します。改訂後の事例集は、県のHPに掲載するほか、県内の市町村や保育施設に周知し、安全管理対策の参考として活用していただくものとします。

## 1 ヒヤリ・ハット事例集について

県内教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応に係る研修等の実施状況を確認するため、令和3年9月に「事故防止及び事故発生時の対応に係る研修等の実施状況調査」を実施したところ、各施設から多くのヒヤリ・ハット事例を報告いただいたことを踏まえ、令和4年4月に県で事例集を作成した。令和5年12月に一部改訂し、今回が2回目の改訂であり、改訂後の事例集は、県のHPに掲載するほか、県内の市町村や保育施設に周知し、各施設における事故防止対策を推進していくだく。

(参考) ハインリッヒの法則「1:29:300の法則」

アメリカの損害保険会社の安全技師であったハーバート・W・ハインリッヒが1931年に提唱した労働災害に関する経験則で、1件の重大事故の背景には29件の軽微な事故と300件の傷害のない事故(ヒヤリ・ハット)が存在するので、重大事故を未然に防ぐためには、ヒヤリ・ハットに対する対策を講じることが重要である。

## 2 新たに追加されたヒヤリ・ハット事例(抜粋)

事例	対策
職員が安全確認のためプールサイドを歩こうとすると、日差しでプールサイドのスノコが熱くなつており、子どもが歩くと足の裏をやけどする危険があつた。	スノコに水を撒き、プールサイドを冷やしてから、歩くようにした。
普段は降園バスを利用している年中園児について、習い事のためこの日はバスを利用しない予定であったにもかかわらず、担当者がバス利用園児名簿を消し忘れ、当該園児をバスに乗せてしまった。保護者が園に迎えに来られて気付いた。	登降園や保護者からの連絡事項などのチェックができるアプリで確認した情報は、すぐに名簿に記載するようにした。また、降園時にも再度アプリの確認をするようにした。
運動会競技中に園庭に落ちた釘を発見した。	ロープに釘をつけ、園庭に打ち、競技の目印として利用していたが、ロープ回収の際に釘だけ落ち、未回収だったと思われる。今年の運動会では、釘の使用をしないつもりでいる。
食事を終えた卵アレルギーの0歳児の子どもが、友だちの給食に手を伸ばそうとしていた。	食べ終えた子どもが遊ぶスペースに仕切りを設けるようにした。
午睡後、口の中から午睡で使う畳の破片が出てきた。	畳をむしり取って食べたようなので、畳の劣化具合を確認した。午睡中に寝ていない園児も注意深く確認する。
ハイハイで探索活動をしている時に、ミルクの哺乳瓶の名札タグが落ちていて、口に入れようとした。	毎回タグのゴムのゆるみがないか確認するようにした。職員間でも周知し、共通認識のもと対応することを心がけた。
トイレの手洗い場で手を洗った際、水が床にこぼれており、滑って転んだ。	手を洗った後は、すぐにハンカチで拭くことを指導。手洗い場の床には滑り止めの付いたマットを敷くようにした。
トイレの消毒液が鍵のかかっていない棚の上に置かれていた。	リスクを確認し、鍵のかかる大人用トイレの棚にしまいうよう職員間に改めて周知した。
木製の備え付けの棚に背で持たれながら移動した際、棚のふちのささくれに衣服が引っ掛かり、木の小さな破片が背中に刺さる。	木の棚に養生テープを貼った。養生テープがはがれないように定期的に点検する。

※今回の改訂では、各事案を発生場面や原因などの種別に類型した上で目次を設け、より参照しやすくした。

例) 屋内: 食事中、睡眠中、水遊び中、誤食、見落とし、転倒、その他

屋外: 送迎時・駐車場、水遊び中、遊具、見落とし、園外活動中、転倒、その他

## 3 事故防止に関するその他の取組

- 認定こども園、保育所、幼稚園、届出保育施設の全314施設を対象に定期的な実地調査を実施
- 教育・保育施設等の全職員を対象に、安全管理研修を動画配信方式で実施(令和3年度～)
- 教育・保育施設等における安全管理に係る環境整備に対する各種補助事業
- 誤嚥による窒息事故や食物アレルギーによる事故、見落としから交通事故に至った事案など、全国的な重大事案が発生する都度、県内施設に対して注意喚起通知を発出しているほか、年度末には県内施設で発生した主な事故を取りまとめて市町村・各施設に共有し、注意喚起を実施

## 保育所や幼稚園等における虐待対応マニュアルの策定について

令和7年10月15日  
子育て王国課

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、県内保育所や幼稚園等における虐待と疑われる事案への対応について、関係者が共通理解を図り、事案発生時の対応を適切に行うため、「保育所や幼稚園等における虐待対応マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を定めましたので報告します。本マニュアルは、県内市町村及び関係団体・保育施設等に周知するほか、県ホームページにも掲載予定です。

## 1 改正法に基づく保育所における虐待通報義務の創設等について（令和7年10月1日施行）

- 保育所等における虐待等の不適切事案の発生を踏まえ、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・子どもを預けられるような環境を整備していくため、保育所等における虐待等への対応について、児童養護施設等や障がい児者施設、高齢者施設の職員による虐待等の発見時の通報義務等と同様の仕組みを新たに整備した。
- 具体的には、保育所等※の職員による虐待について、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務、都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置、都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等への報告、都道府県による虐待状況の公表などが定められた。

※新たに対象となった施設・事業

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊娠婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

## 2 マニュアルの主な内容 ※全体フローは次頁を参照

## ○虐待通報窓口

各施設・事業について、所管行政庁となる県又は市の担当部署（＝児童福祉法に基づく指導監査権限を有する部署）を虐待通報窓口として定める。

## ○事実確認、虐待有無の判断

所管行政庁は、関係機関（市町村、児童相談所、教育委員会、警察等）と連携して事実確認（保護者・職員からの聞き取り、立入調査等）を行う。虐待の該当有無の判断に当たっては、

- ・まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるか否かを検討
- ・行為のみをもって判断できない場合には、行為の強度や頻度を勘案
- ・行為の強度や頻度をもってしても判断できない場合には、行為以外の要素（保育士等の意図）を踏まえて判断する。

## ○必要な措置

虐待があったと判断した場合、所管行政庁は、施設や事業所に対して、指導、勧告、助言その他の児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずる。また、虐待を受けた子ども・保護者に対して、保育所等と連携の上、事実説明・子どもの心情等の聴取や専門機関等による支援が必要な場合の調整、必要に応じた他園への受入調整などを行う。

## ○公表

行政の透明性確保という観点から、発生した虐待事案については公表することを基本としつつ、事案の性質や重大性等に応じて適切に判断する。その際、公表は施設等への制裁を目的とするものではなく、虐待防止に向けた自治体等の取組の徹底・強化を目的とするものであり、虐待等を受けた子どもや他の子どもへの影響に十分配慮する形での公表とすべきことに留意する。

## ○児童福祉審議会への報告

県又は市町村は、虐待について事実確認等の必要な措置を講じた場合は、①該当保育所等の名称、所在地等 ②虐待を行った職員等の氏名、年齢等 ③虐待を受けた子どもの状況（年齢・性別・その他心身の状況等 ④確認した虐待等の状況（内容、要因等） ⑤所管行政庁が行った指導・勧告等の内容 などを児童福祉審議会に報告する。

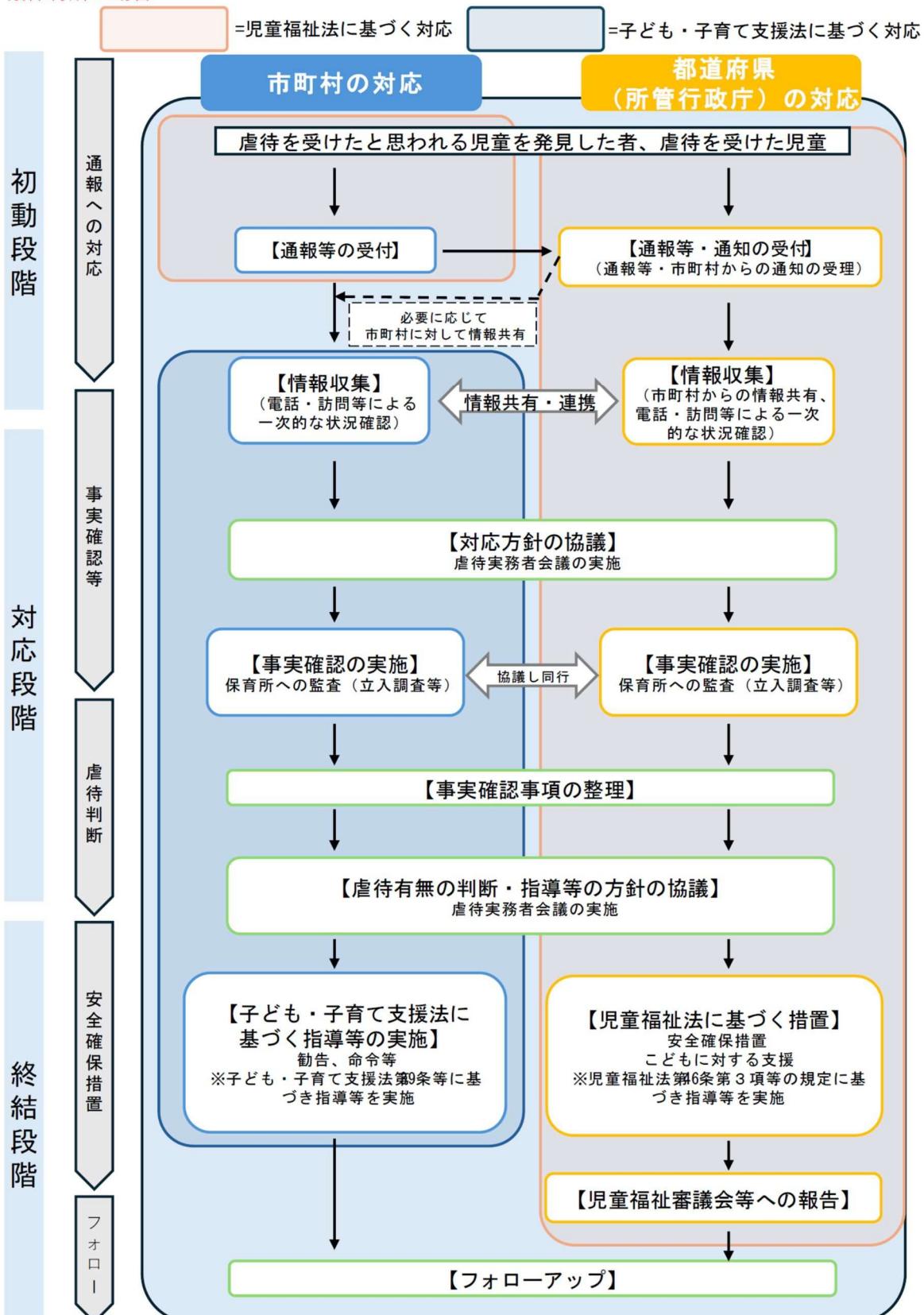
※必要に応じ、児童福祉審議会支援検証部会において事案検証を行うことも想定。

## ○毎年度の報告

市町村及び県教育委員会は、毎年度、所管する施設等における虐待等の状況を県に報告するとともに、県子育て王国課は、毎年度、施設種別毎の虐待類型や講じた措置について集計し、県ホームページに公表する。

## ■虐待対応の全体像（例：保育所の場合）

※保育所の場合



## 鳥取県社会的養育推進計画改訂に係る電子アンケートの実施結果について

令和7年10月15日  
家庭支援課

鳥取県社会的養育推進計画の改定に係る県政参画電子アンケートを実施したので、その結果を報告します。

1 実施期間 令和7年8月29日（金）から9月8日（月）まで

2 回答数 427件

3 アンケート結果

## ア 今後のことの権利擁護の推進に向けた取組について

賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対	わからない
84.3%	0.7%	15.0%

&lt;主な意見と対応&gt;

意 見	対応方針
ことの権利擁護が推進されることには賛成であるが、その周知が足りていないと感じる。今回のアンケートでこのような取組がされることを知ったので、なるべく多くの方が知れるよう周知してほしい。	【対応済】 アドボカシー制度等、ことの権利擁護に係る啓発や研修体制の充実を図ることとしています。
虐待や性暴力を受け心に深い傷を負った児童は、意見を言う機会があっても声が出来ないのではないかと思う。ことの真実の声を聴き取るため、研修会や学習会を積極的に行い、スキルを向上させてほしい。	

## イ 今後のことの保護者（妊産婦含む）に対する在宅支援の充実に向けた取組について

賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対	わからない
87.8%	1.2%	11.0%

&lt;主な意見と対応&gt;

意 見	対応方針
市報などの紙の情報発信では目につきにくいため、産婦人科医院や民生委員、スーパーなど、妊産婦が日頃生活でふれる場所とも協力して情報発信していけば、支援を必要としている妊産婦が声を上げやすいと思う。	【方針案に盛り込む】 支援の充実と合わせて、事業の周知を図ることを計画案に盛り込みます。
高校生の時にこのような取組みがあることを周知してあると、若くして親になった人が相談することを思い出せるのではないか。	
助けを求めるというのは簡単なようで勇気がいることだと思う。産後ケア事業や一時預かりなど、助けを求めるハードルをコンタクト面でも金銭面でも低くする方法を考えてほしい。	【対応済】 こども家庭センターによる妊産婦からの一環した支援や、その他の支援の充実により相談しやすい環境を整えることとしています。産後ケア事業は既に無償化され、減免制度が設けられている他の事業もありますので、その利用方法等をわかりやすく周知を図ることとします。

## ウ 今後の里親委託の支援に向けた取組について

賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対	わからない
78.2%	2.4%	19.4%

&lt;主な意見と対応&gt;

意 見	対応方針
里親になりたいと思ってどこに聞けばよいかわからないので、もっと周知した方がよい。	【対応済】 児童相談所、里親支援センター等と連携し、制度の周知を図ることとしています。里親や里親養育を経験された当事者の声を紹介する等、里親制度の効果的な周知方法を検討していきます。
里親制度はとてもすばらしいと思うが、制度概要等が県民に十分に周知されていない側面があると思う。今現在里親をしている方の取材などに関わっている、利用している当事者の声もあげていいべきではないか。	
何年か前に里親を考えた事があるが、当時調べたところハードルが高過ぎて適任者の範囲ではなかつたので諦めた。簡単にハードル下げれば良いという事ではないが、支援したいと思っても出来ない人達がいるのは事実だと思う。	【御意見として伺う】 里親以外にも、例えば、ファミリーサポート事業など、簡易な要件でことの支援に携わることができる事業がありますので、このような子

	育て支援事業の周知を図ることとします。
--	---------------------

**エ 今後の施設の小規模化かつ分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組について**

賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対	わからない
78.9%	2.4%	18.7%

<主な意見と対応>

意 見	対応方針
小規模化、地域分散化することで、より個々の子どもに応じた質の高い支援を受けられることを目指すことはとても良いと思う。しかし、それに伴い、職員数は不足していないのか、それぞれの子どもを見る目が不足しないかが気になった。	【御意見として伺う】 施設を運営する上での基準人員は満たしていますが、御指摘のとおり人材確保は課題となっています。現在も県で施設の人材確保に向けた支援を行っていますので、引き続き、人材確保に向けた取組みを進めています。
小規模化で、家庭的雰囲気の中で落ち着いて養育することが、子どもの情緒にも重要であるが、一方でスタッフが少人数になり、閉鎖的になりがちな中で、問題が起きた時に対処する能力が不足する恐れがある。巡回スタッフが、きめ細かく内情を把握して、必要な支援をしていくよう、十分な数の巡回スタッフや専門家の支援が重要である。	【対応済】 研修を通して支援の質の向上や子どもの権利擁護に対する意識の向上を図るほか、第三者である意見表明支援員の派遣など、子どもが安心して生活できる施設運営の充実を図ることとしています。

**オ 今後の児童相談所の体制強化に向けた取組について**

賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対	わからない
85.0%	1.4%	13.6%

<主な意見と対応>

意 見	対応方針
増加する児童虐待、または児童による家庭内暴力などに対応するためには人が必要である。また、職員の質の確保として、定期的な研修、意見交換会、人事交流は重要であり、教職員（小中高、幼稚園）と人事交流することで、現場でその体験をもとに子どもや親に寄り添えるのではないかと思う。	【対応済】 相談対応件数に応じた職員の適切な配置や研修等を通した人材育成を図ることとしています。教職員との人事交流については、今後の人材育成にあたっての参考とします。
心理士や弁護士、医療関係者など多職種が連携できる体制を整えることで、複雑化するケースに対応できる。また、地域の学校や医療機関、福祉機関との情報共有を円滑にする仕組みも重要である。	【方針案に盛り込む】 多職種が連携する体制整備について計画案に盛り込みます。

**カ 今後の社会的養護経験者等の自立支援に向けた取組について**

賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対	わからない
79.2%	2.6%	18.2%

<主な意見と対応>

意 見	対応方針
多くの人にとって得られる家族の支えがないことは本当に大変だと思う。普段は大丈夫な人でも、困ったことのあったときに、支えがあるかどうかで持てる選択肢が異なってくる。支援を充実させてほしいし、支援があることが周知されてほしい。	【対応済】 社会的養護経験者等を支援する事業やその仕組み等の周知を図ることとしています。
養護経験者であることが、社会生活上の不利益になることがないように望む。経験者の意見を柔軟に取りいれてほしい。	【対応済】 この計画を策定するにあたり、社会的養護経験者等に直接意見を聞き、計画内容に反映させる取組みを実施しました。今後も社会的養育施策等を検討するにあたっては、当事者の方の意見を聞くこととしています。

## 児童養護施設「青谷こども学園」で発生した施設内虐待事案について

令和7年10月15日  
家庭支援課

令和7年8月6日開催の第2回児童福祉審議会で報告した児童養護施設「青谷こども学園」（以下「青谷こども学園」という。）において発生した施設内虐待事案について、令和7年8月21日に開催された県議会福祉生活病院常任委員会でその概要を報告しました。

## 1 事案の概要

## (1) 被害を受けた児童

中学生男子児童（以下「男子児童」という。）

## (2) 虐待を行った職員

心理的虐待（保育士、男性。以下「男性保育士」という。）

## (3) 事案の詳細と発覚の経緯

- 令和7年7月1日、男子児童が担当児童相談所との面談場面において、「男性保育士から嫌なことを言わるので生活しづらい」旨の内容を訴えた。担当児童相談所からの報告を受けた家庭支援課が、この案件を施設内虐待疑い事案として受理し、同日から7月11日までの間、関係者に対する聞取調査や施設の児童記録を確認する調査を行った。
- 調査の結果、男子児童が「男性保育士一人の時に厳しいことを言われる」と他の職員に訴えたことを職員間で共有したところ、「男性保育士から「他の職員に言うな」と言われ、益々あたりが強くなつた」と男子児童は職員に話をしていたこと、男子児童は「男性保育士には、自分の話した内容は言わないで欲しい、話だけ聞いて欲しい」ことを訴えていた事実が確認できた。
- 男性保育士が指導内容を他の職員に口外しないよう男子児童に求めた対応は、大人が子どもを威圧する行為であり、実際に、男子児童は他のホーム職員に「（男性保育士から）益々あたりが強くなつた。他の職員には言わないでほしい」と訴えており、心理的負担を強いていることも明らかであることから、男性保育士のこの行為を心理的虐待として認定した。
- また、男子児童から男性保育士の対応に関する話を聞いていた園長ほか、複数の職員が男性保育士の児童に対する不適切な対応があることを把握していた。園長は男性保育士への指導を行う等の対応はしていたが、男子児童にとつては、根本的な解決とはなつていなかつたこと、他の職員は男子児童に対する訴えを組織としてどう対応しているのかもわからない状況であり、男子児童からの訴えを組織として、真摯に受け止めていたとは言い難い事実も確認できた。
- 男子児童が男性保育士からの対応に困り感を感じている状況を把握しながらも、この問題解決に向けた具体的な対応が不十分であったことは、組織としてのネグレクトに該当する行為と認定した。

## 2 事案公表後から現在に至るまでの対応状況

- 令和7年8月28日、青谷こども学園からこの度発生した施設内虐待事案を踏まえた施設運営に関する改善報告書が家庭支援課に提出され、同年9月5日、家庭支援課は青谷こども学園に対して、「児童福祉施設行政指導監査」を実施した。
- 現在、法人全体で、青谷こども学園の施設運営をバックアップされている。施設内虐待予防に関しては、従前から取り組んでいた園内研修や全国児童養護施設協議会が作成した施設内虐待予防に係るチェックシートを活用しての自己点検に加え、施設内虐待をなくすための新たな取組として、「虐待の芽」を日頃から書き留め、それを定期的に話し合い早期にその芽を摘む、高齢者施設の現場で行われている手法も導入し、再発予防に向けた取組を実行されている。

## 3 今後の予定

- 青谷こども学園に対して、令和7年度中に再度、行政指導監査を実施し、施設内虐待予防に関する取組状況を確認し、必要な助言指導を行う予定としている。

令和7年10月15日  
家庭支援課

この度、社会福祉法人みその児童福祉会が運営主体となる「里親支援センターあゆみ」が米子市に開所されましたので、その概要について報告します。

## 1 里親支援センターの概要

- ・里親支援センターとは、里親制度の普及啓発、新規里親のリクルート、里親に対する研修の開催、里親養育に関する助言や情報提供など、包括的な里親支援を行う児童福祉施設。(令和6年4月1日施行の改正児童福祉法で創設)
- ・令和6年4月1日に、社会福祉法人鳥取こども学園が県内で初めて「里親家庭サポートセンターいろは」を設置し、これまで県内全域を対象に里親支援を実施してきた。
- ・「里親支援センターあゆみ」の開所に伴い、「里親家庭サポートセンターいろは」が県東部及び中部圏域、「里親支援センターあゆみ」が西部圏域を担当し、それぞれが連携して里親支援を行う。

### 【参考】他県の里親支援センターの設置状況（令和7年4月1日時点）

- ・26都道府県、7政令指定都市、1特別区の計34自治体で、計55か所の里親支援センターが設置されている。

## 2 「里親支援センターあゆみ」の概要（センター長：徳岡洋子氏）

- (1) 設置主体 社会福祉法人みその児童福祉会
- (2) 開所日 令和7年10月1日
- (3) 所在地 米子市上後藤四丁目2番36号
- (4) 職員構成 4名（センター長、里親リクルーター、里親等支援員、里親トレーナー）

### 【参考】(福)みその児童福祉会（法人本部：岡山県岡山市北区天神町6-34、理事長：江草明彦氏）

岡山市をはじめ、広島県呉市、廿日市市、鳥取県米子市、島根県出雲市、津和野町、高知市、名古屋市の全国8地区において、保育所、乳児院、児童養護施設等を運営している。

＜鳥取県内の関連施設＞ ※いずれも施設所在地は米子市

乳児院「米子みそのベビーホーム」、児童養護施設「米子聖園天使園」、保育所「米子聖園マリア園」、児童家庭支援センター「米子みその」、母子生活支援施設「米子聖園コスモス」の5施設

## 3 里親支援センターに期待すること

- ・平成28年の児童福祉法改正において、「家庭養育優先の原則」が明確化され、家庭で養育されるよう保護者支援を行うこと、家庭での養育が適當ではない場合、家庭と同等の環境で養育されるよう里親委託を優先して検討することとされている。
- ・本県においても、社会的養育推進計画に里親委託率を設定する等、計画的に里親委託を進めている。
- ・今後、里親委託を進める上では、新規里親の確保や、まだ子どもの委託を受けていない里親の活用が必要であり、2か所の里親支援センターによる里親のリクルート活動の活性化や里親養育の質の向上に係る研修等の取組の充実が図られることを期待している。

## 4 県内の里親登録数と里親委託の現状

	現状（令和7年4月1日時点）	目標（令和11年度末）
里親登録数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育里親（89世帯）</li> <li>・専門里親（9世帯）</li> <li>・養子縁組里親（15世帯）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育里親（130世帯）</li> <li>・専門里親（15世帯）</li> <li>・養子縁組里親（50世帯）</li> </ul>
里親委託率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満児童（18.2%）</li> <li>・3歳以上就学前児童（25.6%）</li> <li>・学童期以降の児童（28.0%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳以上（75.0%）</li> <li>・3歳以上就学前児童（75.0%）</li> <li>・学童期以降の児童（50.0%）</li> </ul>

※里親登録数と里親委託率の目標値は、「鳥取県社会的養育推進計画」に記載

※里親委託率とは、「里親に委託されている児童数」を「乳児院・児童養護施設・里親に委託されている児童数」で除した数値

### 【参考】里親支援センターあゆみオープニングセレモニーが10/7（火）に開催されました。

日時：令和7年10月7日（火）午後2時30分から午後3時30分まで

場所：米子聖園天使園地域交流センター（米子市上後藤四丁目2番36号）

概要：里親支援に携わる関係者のトークセッションが開催され、(福)みその児童福祉会の江草理事長、里親支援センターあゆみの徳岡センター長からは、里親支援センター開設にあたっての思い、鳥取県里親会の杉山会長からは、里親支援センターに期待すること等が語られ、その後、約30名の参加者と里親支援に係る意見交換会が開催されました。

里親家庭サポートセンターいろは：清水センター長、山本常務  
鳥取県：中西子ども家庭部長、西村児童養護・DV室長 米子市：瀬尻子ども総本部長

「第42回青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム in 鳥取」  
の開催結果について

令和7年10月15日  
家庭支援課

スマートフォンなど多様なインターネット接続端末の登場により、様々な場所や端末からインターネットを利用することが可能となるなど、近年、青少年のインターネット利用環境が急激に変化していることから、青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムを開催しましたのでその結果を報告します。

令和5年10月14日に本フォーラムをとりぎん文化会館で開催しており、青少年健全育成条例の改正に合わせて2度目の開催となります。

## 1 概要

- (1) 日 時：令和7年10月5日（日）午後1時から午後4時20分
- (2) 会 場：鳥取市総合福祉センター さざんか会館
- (3) 主 催：こども家庭庁
- (4) 共 催：警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省、  
鳥取県、鳥取県教育委員会、鳥取県警察本部
- (5) 内 容：①鳥取県青少年健全育成条例の改正について  
②基調講演：はじめての情報に出会った時の《4つのハテナ》  
下村健一氏（白鷗大学特任教授、元TBSアナウンサー）  
③討議：こどもと大人で考えよう インターネットとのより良い付き合い方  
コーディネーター：足羽智史 県教育委員会事務局社会教育課指導主事  
パネリスト：下村健一 白鷗大学特任教授、元TBSアナウンサー  
岩田健一 鳥取大学情報戦略機構 准教授  
重橋薰 (株)NTTドコモ鳥取支店支店長  
山本祐子 鳥取県PTA協議会会長  
鳥取西高、米子東高、福生西中、湊山中生徒  
(6) 開催方法：会場参加、YouTubeによる全国に向けたライブ配信  
※当日の様子については下記のサイトで閲覧できます。  
<https://www.youtube.com/channel/UCM1ZC04PRsTKAc70P4aVv4A>

## 2 実施内容

- (1) 鳥取県青少年健全育成条例の改正について

鳥取県青少年健全育成条例の改正の背景や改正概要について県から説明を行った。

- (2) 基調講演

はじめての情報に出会った時に気を付けなければならないことについて、《4つのハテナ》と題して、結論を即断しない、意見・印象をうのみにしない、一つの見方に偏らない、スポットライトの中だけ見ないで隠れているものはないか考えることの重要性を下村特任教授から講演いただいた。

基調講演は、討議のパネリストである中高生も参加し、模擬授業形式で実施した。

- (3) 討議

「こどもと大人で考えよう インターネットとのよりよい付き合い方」をテーマに、基調講演講師の下村特任教授をはじめ、県内の有識者や関係者、県内の高校生、中学生から発言いただいたほか、フォーラム参加者にもGoogle フォームを用いたアンケートをリアルタイムで実施し、参加者を巻き込みながら討議を行った。

### 《討議項目》

- 子どもの自由時間におけるスマホ利用は、1日2時間までに制限すべき？
- 高校生の持つスマホに対して、親は制限をかけるべき？
- 生成AI、こどもたちに積極的に使わせるべき？
- こどもたちがインターネットをより良く使うために、大人がすべきこと、こどもがすべきこと

(参考) 討議においてパネリストから出た主な意見

○こどもの自由時間におけるスマホ利用は、1日2時間までに制限すべき？

- ・ルールとして決めてもらった方が、子どもに言いやすい。
- ・子どもは制限がないと、楽しいことはやり続けてしまう。自分ではやめられない。
- ・日常生活に影響があるかどうかが問題であって、一律に制限するのは違う。
- ・一律のルールは思考停止となってしまう、なぜそうなのか考えなくなる。ちゃんと考えて、家庭で話し合ってルールを決めるべき。

○高校生の持つスマホに対して、親は制限をかけるべき？

- ・トラブルに巻き込まれたときに、高校生は自分では責任が取れない。巻き込まれないためにも制限をかけるべき。
- ・大人になつたら制限がなくなる、高校生のうちから練習をしておいた方が良い。
- ・子どもの発達段階に応じて制限をかけるべき。ちょっとずつ社会経験を重ねながら、段階的に外していくべき。

○生成AI、こどもたちに積極的に使わせるべき？

- ・自分でちゃんと力をつけるためにも、使い方は考えるべき。
- ・社会人になって生成AIの利用は避けて通れない。中高生のうちから、生成AIの利用方法を学んでおくべき。
- ・生成AIで返ってきた回答をすべて丸呑みするのではなく、他の手段で確認することも必要である。

○こどもたちがインターネットをより良く使うために、大人がすべきこと、こどもがすべきこと

- ・自分なりの使い方を考えることが大切。子どもはインターネットで得た情報をきちんと検証する。大人は使い方、子どもとの付き合い方など、子どもの手本となるべき。
- ・インターネットをうまく使えばとても便利、正しく使える教育をすべき。
- ・大人と子どもで対話する。人間は安易に流れやすい。単純な制限は簡単だが、子どもの個性に応じて、大人が手を抜かずにきちんと対話することが大切。

## 令和7年3月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故の検証について

令和7年10月15日  
子ども発達支援課

令和7年3月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故を検証する医療事故調査委員会について、第2回委員会及び第3回委員会を次のとおり開催しましたので、その概要について報告します。

また、本件については警察において死因の調査が進められてきましたが、当該調査結果について、保護者から情報提供がありましたので、その概要を併せて報告します。

## 【第2回医療事故調査委員会】

- 1 日 時 令和7年8月13日（水） 午後1時30分から午後3時35分まで
- 2 場 所 県立総合療育センター（米子市上福原7丁目13-3）
- 3 出席者 県立総合療育センター医療事故調査委員会（全員出席）
- 外部委員 大澤 晋委員（岡山大学病院医療安全管理部准教授）  
松岡真弓委員（鳥取県看護協会教育部次長）  
浜田真樹委員（弁護士、日弁連子ども権利委員会事務局長）
- 内部委員 佐竹隆宏委員（医務部部長）、足立裕季子委員（看護部長）
- 事務局  
子ども家庭部 中西朱実部長、柴田智幸子ども発達支援課長  
総合療育センター 小枝達也院長、住友正人事務部長

## 4 議事概要

## （議題1）会議及び会議結果の公開、非公開について

- ・議題2に個人情報が含まれるため、議題2以降の会議は非公開とすることを決定した。

## （議題2）令和7年3月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故の検証について

- ・事務局から資料に基づき説明後、質疑応答及び意見交換を行った。

## 【委員からの主な意見】

## ○看護師配置基準・勤務状況について

⇒医療法等の関係法令や診療報酬制度に基づく配置基準を満たしていることを確認した。

## ○看護師等を対象にしたアンケート調査とヒアリング調査の結果について

- ・人員体制の見直しについては、看護師が看護業務に集中できるよう事務仕事を看護師以外の職員に集約することや、思い切って正規職員を増やすことも含め、検討してはどうか。
- ・すこやか棟とらきら棟に分ける必要があるのか。経緯はあるだろうが、アンケートや聞き取り調査にある入浴介助への不安を解消するためには、両棟の在り方の整理が必要ではないか。
- ・職場環境に関する意見は氷山の一角であり、解決しないと同じことが繰り返される要因となる。
- ・働きやすい職場になるよう職員のメンタルヘルスも含めて対応を検討する必要がある。
- ・管理職と現場の意見に乖離があると感じた。二度と事故が起こらないよう職場風土を変えていかないといけない。

⇒ストレッチャーからの転落部分の報告書のとりまとめに向けた論点整理の方向性として、大枠は次のとおりとし、詳細については今後の検証も踏まえて精査していくことを決定した。

- ① 入浴介助に係る人員体制の見直し
- ② 入所児童の状態に合わせた入浴介助職員数の決定
- ③ 入浴介助を適切に実施できる組織体制の整備
- ④ 機器操作や児童の特性等を踏まえた入浴方法の研修
- ⑤ 人事交流の促進等による柔軟な組織運営と健全な職場環境の確保

## ○医師を対象としたヒアリング調査の実施について

- ・事故当時の対応の根拠や考え方について、偏見を持たずに聞き取り、今後の方向性を見つけるための前向きなヒアリングにする必要がある。

⇒当時の担当医や院長など、5名の医師を対象にヒアリング調査を実施することを決定した。

## ○看護職員へのアンケート調査（転落後の療養部分）の実施について

- ・組織全体の改善を目指していくという方針を示して実施する必要がある。

⇒必要な修正を加えた上で、アンケート調査を実施することを決定した。

## 【第3回医療事故調査委員会】

- 1 日 時 令和7年10月8日(水) 午後1時30分から午後5時10分まで
- 2 場 所 県立総合療育センター(米子市上福原7丁目13-3)
- 3 出席者 県立総合療育センター医療事故調査委員会(全員出席)
  - 外部委員 大澤 晋委員(岡山大学病院医療安全管理部准教授)  
松岡真弓委員(鳥取県看護協会教育部次長)  
浜田真樹委員(弁護士、日弁連子ども権利委員会事務局長)
  - 内部委員 佐竹隆宏委員(医務部部長)、足立裕季子委員(看護部長)
- 事務局
  - 子ども家庭部 中西朱実部長、柴田智幸子ども発達支援課長
  - 総合療育センター 小枝達也院長、住友正人事務部長

## 4 議事概要

### (議題1) 会議及び会議結果の公開、非公開について

- ・議題2に個人情報が含まれるため、議題2以降の会議は非公開とすることを決定した。

### (議題2) 令和7年3月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故の検証について

- ・事務局から転落後の療養に係る看護師を対象にしたアンケート調査及びヒアリング調査の結果を説明後、当該児童の主治医、事故当日の当直医等、診療に関わった医師を対象に聞き取りを行った。

## 【死因について】

### 1 死因に関する情報(保護者から情報提供)

#### 肺脂肪塞栓症

- ・骨折や外傷後に、骨髓や脂肪組織の脂肪滴が血管内に流入し、静脈系を経て肺動脈へ到達、その結果として肺の微小血管が閉塞することで生じる病態。
- ・転落によって、左大腿骨頭頸部の不全骨折が起きていたことが確認されており、そこから遊離した脂肪成分が肺塞栓をもたらした可能性がある。

### 2 今後の県の対応

#### ○医療事故調査委員会

今後も医療事故調査委員会を開催し、再発防止に向けた検討を進める。(調査に当たっては、匿名性や職員の権利保護に最大限配慮して、可能な調査を進める。)

#### ○保護者対応

今後、誠心誠意、保護者に寄り添った和解交渉を進めていく。

#### (その他)

- ・次回は、12月2日(火)午後3時から開催することを決定した。